

国家税務総局、「納税信用管理弁法(試行)」を公布

信用力の高い企業は優遇し、信用力の低い企業は厳格管理

トランザクションバンキング部

国家税務総局は、2014年7月4日付で「納税信用管理弁法(試行)」(以下略称、「本弁法」)を公布しました。現在、中国では社会信用体系の構築が課題ですが、納税信用管理において「信用力の高い企業を優遇し、信用の低い企業を厳格管理する」メカニズムを構築することを目的として新たに公布されたものです。

本弁法は2014年10月1日から施行され、「納税信用等級評定管理試行弁法」(国税発[2003]92号)は廃止されます。

1. 廃止される弁法からの変更点

廃止される国税発[2003]92号からは、評価方法・基準、処遇内容等が変更されています。

【図表1：廃止弁法からの変更点 ※処遇内容については下記ご参照ください】

	廃止される国税発 [2003] 92 号	本弁法 (2014 年 10 月 1 日以降)
評価方法	✓ 点数が決められている項目毎に評価する方式	✓ 点数が決められている項目毎に評価する年度評価指標得点方式と、直接格付け方式
評価頻度	✓ 二年に一度	✓ 一年に一度、毎年4月に評価を確定
評価基準	✓ 合計点数により A~D 級に等級分け	✓ 直接格付けによる D 級判断基準が詳細化され、点数基準も変更された

2. 本弁法の具体的内容

納税信用情報を元に、納税人は以下2方式により A~D 級に分類されます。具体的な納税信用評価指標については別途税務総局が規定するとされています。

【図表2：納税信用評価方法】

評価方式	詳細
年度評価指標得点方式	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種指標から減点方式で採点 ✓ 納税人が経常性指標と非経常性指標情報を完備している場合は100点から、非経常性指標が欠けている場合は90点から評価
直接格付け方式	✓ 重大な信用失墜行為を行った納税人に適用され、D 級判定となる

等級分けされた納税人に対して、税務機関は等級別に動態管理を行います。得点が90点以上のA級納税人には奨励措置があり、増値税発票を3か月分まとめて受け取れたり、特別優先窓口の利用が可能になります。一方、D級と判定されてしまうと、D級判定の情報が他の政府部門にも共有され、経営、投融资、入札などにも影響が出るようになります。

納税人信用評価が変更される時は、税務機関から納税人へ通知され、評価結果に異議がある場合、納税人は税務機関へ再評価を申請することができます。

【図表3：納税信用等级と動態管理】

納税信用等级	年度評価指標得点	動態管理
A級	90点以上	✓ 奨励措置有り
B級	70点以上 90点未満	✓ 正常管理され、税収政策と管理規定の指導を受ける ✓ 信用評価状況次第ではA級の奨励措置を受けることも可能
C級	40点以上 70点未満	✓ 厳格管理され、信用評価状況次第ではD級の管理措置を受ける可能性もある
D級	40点未満或いは直接格付け	✓ 各種制限を受ける

(1) A級納税人について

等級判定後、A級納税人は具体的に以下の奨励措置を受けることができます。

【図表4：A級納税人の奨励措置】

- 1) 年度A級納税人名簿が公表される
- 2) 一般納税人は一度に3ヶ月分の増値税発票使用量を受け取ることができ、納税人に増値税発票使用量を調整する必要がある時は即時手続きを実施する
- 3) 普通発票を必要数量受け取ることができる
- 4) 3年連続A級の納税人は、特別優先窓口が提供される或いは専門受付者が税務手続きを支援する

(2) D級納税人について

評価指標得点が40点未満、或いは以下条件に該当して直接格付け対象となるとD級判定されます。本弁法では、D級評定項目が3項目から10項目へ増加していますし、D級判定された場合には経営責任を負うその他納税人の納税信用もD級と判定されるだけでなく、税務部門が納税信用評価結果を関連部門と共有することで、他の行政機関の所管事項である投融資、新会社登録、プロジェクト入札が禁止・制限される等、信用力の低い企業に対する管理が厳格化されています。

【図表5：直接格付けされD級となる納税人】

- 1) 納税忌避、追徴納税忌避、輸出税金還付詐取、増値税専用発票の空発行等の行為が存在し、判決を経て税務に関連する罪を犯している
- 2) 前項の行為が存在し、罪は犯していないが、脱税（納税忌避）金額が10万元以上且つ各種納税総額の10%以上、或いは追徴納税忌避、輸出税金還付詐取、増値税専用発票の空発行等の税收违法行為が存在し、すでに税金、滞納金、罰金を納めている
- 3) 規定期限内に税務機関の結論に基づき税金や滞納金、罰金を納付或いは満額納付していない場合
- 4) 暴力、威嚇によって納税を拒否、税務機関が法に則って実施する税務取調べ執行行為を妨害する
- 5) 増値税発票管理規定違反或いはその他発票管理規定違反行為の存在により、その他の企業或いは個人を税金未納、納税不足、或いは税還付金の詐取に導いた
- 6) 虚偽の申告資料を提供して税収優遇政策を受けている
- 7) 国家輸出税金還付を詐取したことにより、輸出税金還付（免除）資格が停止され、その停止期日が到来していない
- 8) 非正常納税人記録がある或いは非正常納税人の直接責任者が登録登記し、或いは経営責任を負う
- 9) D級納税人の直接責任者が登記登録し、或いは経営に責任を負う
- 10) 税務機関が法に則り認定したその他の重大な信用失墜に係わる状況が存在する

D級納税人と判定されると、名簿が公開される、重点監督コントロール対象となる等各種制限を受けるようになります。一度D級になってしまうと、D級評価は2年間保留され、3年目の納税信用評価はA級となることが出来ません。

【図表6：D級納税人への措置】

1)	D級納税人・直接責任者の名簿を公開し、直接責任者の登録登記或いは経営責任を負うその他納税人の納税信用をD級と直接判定
2)	増値税専用発票の受領は指導期の一般納税人政策に照らして処理し、普通発票の受領は旧版提供により新版を交付するという厳格な数量限度を設けて供給
3)	輸出税金還付に対する審査を強化
4)	納税評価を強化し、提出された各種資料を厳格に審査
5)	重点監督コントロールの対象とし、監督管理検査頻度を高め、税収違法違反行為を発見した場合、規定処罰の中の最低基準を適用しない
6)	納税信用評価結果が関連部門に通報され、経営、投融资、政府提供の土地取得、輸出入、入出境、新会社登録、プロジェクト入札、政府買い付け、荣誉獲得、安全許可、生産許可、就業資格、資質審査等を制限或いは禁止される
7)	D級評価は2年間保留され、3年目の納税信用はA級とはなり得ない
8)	税務機関は関連部門と合同懲戒措置を実施し、実際の状況に合ったその他厳格管理措置を法に則って採用する

(備考) 納税信用情報の用語説明

国家税務総局と省税務機関は、毎月納税人の納税信用情報を記録・収集します。収集される納税信用情報の用語説明は以下をご参照ください。

【図表7：用語説明】

用語	説明
納税信用情報	納税人の信用履歴情報、税務内部情報、外部情報
納税人の信用履歴情報	基本情報と評価前年度の納税信用記録、関連部門評定の優良信用記録と不良信用記録
税務内部情報	経常性指標情報と非経常性指標情報
経常性指標情報	税務関連の申告情報・納税情報・発票と（脱税防止の為の）税金統制器具情報・登記と帳簿情報等、納税人の評価年度内に経常的に発生した指標情報
非経常性指標情報	税務検査情報等、納税人の評価年度内に経常的に発生しなかった指標情報
外部情報	外部参考情報と外部評価情報
外部参考情報	評価年度における関連部門が評定した優良信用記録と不良信用記録
外部評価情報	関連部門から取得した納税人の納税信用評価に影響を与える指標情報

以上

以下は、中国語原文と日本語対訳です。弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;">国家税务总局</p> <p>关于发布《纳税信用管理办法（试行）》的公告（国家税务总局公告2014年第40号）</p> <p>现将《纳税信用管理办法（试行）》予以发布，自2014年10月1日起施行。 特此公告。</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局 2014年7月4日</p>	<p style="text-align: center;">国家税務総局</p> <p>「納税信用管理弁法（試行）」公布に関する公告（国家税務総局公告2014年第40号）</p> <p>ここに「納税信用管理弁法（試行）」を公布し、2014年10月1日から施行する。 ここに公告する。</p> <p style="text-align: right;">国家税務総局 2014年7月4日</p>
<p style="text-align: center;">纳税信用管理办法（试行）</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为规范纳税信用管理，促进纳税人诚信自律，提高税法遵从度，推进社会信用体系建设，根据《中华人民共和国税收征收管理法》及其实施细则、《国务院关于促进市场公平竞争维护市场正常秩序的若干意见》（国发〔2014〕20号）和《国务院关于印发社会信用体系建设规划纲要（2014-2020年）的通知》（国发〔2014〕21号），制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称纳税信用管理，是指税务机关对纳税人的纳税信用信息开展的采集、评价、确定、发布和应用等活动。</p> <p>第三条 本办法适用于已办理税务登记，从事生产、经营并适用查账征收的企业纳税人（以下简称纳税人）。 扣缴义务人、自然人纳税信用管理办法由国家税务总局另行规定。 个体工商户和其他类型纳税人的纳税信用管理办法由省税务机关制定。</p> <p>第四条 国家税务总局主管全国纳税信用管理工作。省以下税务机关负责所辖地区纳税信用管理工作的组织和实施。</p>	<p style="text-align: center;">納税信用管理弁法（試行）</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 納税信用管理を規範化し、納税人の信義誠実・自律を促進し、税法遵守レベルを高め、社会信用体系構築を推進するために、「中華人民共和国税收徴収管理法」及びその実施細則、「国务院の市場公平競争を促進し市場の正常秩序を維持することに関する若干意见」（国発〔2014〕20号）と「国务院の社会信用体系構築計画要綱（2014～2020年）に関する通知」（国発〔2014〕21号）に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 本弁法でいう納税信用管理とは、税務機関が納税人の納税信用情報展開に対して行う収集、評価、確定、公布と応用等の活動を指す。</p> <p>第三条 本弁法は税務登記を行い、生産、経営に従事し、且つ帳簿検査徴収方式（帳簿に基づき所得を申告、税金を納付）が適用される企業納税人（以下略称、納税人）に適用する。 控除納税義務者、自然人の納税信用管理弁法は国家税務総局が別途規定する。 個人事業主とその他のタイプの納税人の納税信用管理弁法は省税務機関が制定する。</p> <p>第四条 国家税務総局は全国納税信用管理業務を主管する。省以下の税務機関は所轄地区の納税信用管理業務の実施に責任を負う。</p>

<p>第五条 纳税信用管理遵循客观公正、标准统一、分级分类、动态调整的原则。</p> <p>第六条 国家税务总局推行纳税信用管理工作的信息化，规范统一纳税信用管理。</p> <p>第七条 国家税务局、地方税务局应联合开展纳税信用评价工作。</p> <p>第八条 税务机关积极参与社会信用体系建设，与相关部门建立信用信息共建共享机制，推动纳税信用与其他社会信用联动管理。</p> <p style="text-align: center;">第二章 纳税信用信息采集</p> <p>第九条 纳税信用信息采集是指税务机关对纳税人纳税信用信息的记录和收集。</p> <p>第十条 纳税信用信息包括纳税人信用信息、税务内部信息、外部信息。 纳税人信用信息包括基本信息和评价年度之前的纳税信用记录，以及相关部门评定的优良信用记录和不良信用记录。 税务内部信息包括经常性指标信息和非经常性指标信息。经常性指标信息是指涉税申报信息、税（费）款缴纳信息、发票与税控器具信息、登记与账簿信息等纳税人在评价年度内经常产生的指标信息；非经常性指标信息是指税务检查信息等纳税人在评价年度内不经常产生的指标信息。 外部信息包括外部参考信息和外部评价信息。外部参考信息包括评价年度相关部门评定的优良信用记录和不良信用记录；外部评价信息是指从相关部门取得的影响纳税人纳税信用评价的指标信息。</p> <p>第十一条 纳税信用信息采集工作由国家税务局和省税务机关组织实施，按月采集。</p> <p>第十二条 本办法第十条第二款纳税人信用</p>	<p>第五条 納税信用管理は、客観的な公正、標準統一、分級分類、動態調整の原則を遵守する。</p> <p>第六条 国家稅務總局は納税信用管理業務の情報化を普及させ、統一納税信用管理をルール化する。</p> <p>第七条 国家稅務局、地方稅務局は納税信用評価業務を共同で展開する。</p> <p>第八条 納税機關は社会信用体系構築に積極的に参与し、関連部門と信用情報の共同構築共有メカニズムを構築し、納税信用とその他の社会信用との連動管理を推進する。</p> <p style="text-align: center;">第二章 納税信用情報収集</p> <p>第九条 納税信用情報収集とは納税機關が納税人の納税信用情報を記録し収集することを指す。</p> <p>第十条 納税信用情報とは納税人の信用履歴情報、稅務内部情報、外部情報を含む。 納税人の信用履歴情報とは基本情報と評価年度以前の納税信用記録、及び関連部門が評定した優良信用記録と不良信用記録を含む。 稅務内部情報とは经常性指標情報と非经常性指標情報を含む。经常性指標情報とは稅務に関連する申告情報、納税情報、發票（領收書）と税金統制器具の情報、登記と帳簿情報等の納税人の評価年度内に経常的に発生した指標情報を指す；非經常性指標情報とは稅務檢查情報等の納税人の評価年度内に経常的には発生しなかった指標情報を指す。 外部情報とは外部参考情報と外部評価情報を含む。外部参考情報とは、評価年度における関連部門が評定した優良信用記録と不良信用記録を含む；外部評価情報とは関連部門から取得した納税人の納税信用評価に影響を与える指標情報を指す。</p> <p>第十一条 納税信用情報収集業務は国家稅務總局と省稅務機關が実施し、毎月収集する。</p> <p>第十二条 本弁法第十条第二項の納税人信用履歴情報</p>
--	---

历史信息中的基本信息由税务机关从税务管理系统中采集，税务管理系统中暂缺的信息由税务机关通过纳税人申报采集；评价年度之前的纳税信用记录，以及相关部门评定的优良信用记录和不良信用记录，从税收管理记录、国家统一信用信息平台等渠道中采集。

第十三条 本办法第十条第三款税务内部信息从税务管理系统中采集。

第十四条 本办法第十条第四款外部信息主要通过税务管理系统、国家统一信用信息平台、相关部门官方网站、新闻媒体或者媒介等渠道采集。通过新闻媒体或者媒介采集的信息应核实后使用。

第三章 纳税信用评价

第十五条 纳税信用评价采取年度评价指标得分和直接判级方式。评价指标包括税务内部信息和外部评价信息。

年度评价指标得分采取扣分方式。纳税人评价年度内经常性指标和非经常性指标信息齐全的，从100分起评；非经常性指标缺失的，从90分起评。

直接判级适用于有严重失信行为的纳税人。纳税信用评价指标由国家税务总局另行规定。

第十六条 外部参考信息在年度纳税信用评价结果中记录，与纳税信用评价信息形成联动机制。

第十七条 纳税信用评价周期为一个纳税年度，有下列情形之一的纳税人，不参加本期的评价：

- (一) 纳入纳税信用管理时间不满一个评价年度的；
- (二) 本评价年度内无生产经营业务收入的；
- (三) 因涉嫌税收违法被立案查处尚未结案的；

の中の基本情報は税務機関が税務管理システムから収集し、税務管理システム内で一時的に欠落している情報について税務機関は納税人の申告により収集する；評価年度以前の納税信用記録及び関連部門が評定した優良信用記録と不良信用記録は税收违法記録、国家統一信用情報プラットフォーム等のチャンネルから収集する。

第十三条 本弁法第十条第三項の税務内部情報は税務管理システムから収集する。

第十四条 本弁法第十条第四項の外部情報は主に税務管理システム、国家統一信用情報プラットフォーム、関連部門公式ホームページ、新聞或いはメディア等のチャンネルから収集する。新聞或いはメディアから収集した情報は事実確認後の使用としなければならない。

第三章 納税信用評価

第十五条 納税信用評価は年度評価指標得点と直接格付け方式を採用する。評価指標は税務内部情報と外部評価情報を含む。

年度評価指標得点は減点方式を取る。納税人が評価年度内の経常性指標情報と非経常性指標情報を完備している場合、100点から評価する；非経常性指標情報が欠けている場合、90点から評価する。

直接格付けは重大な信用失墜行為を行った納税人に適用する。

納税信用評価指標は国家税務総局が別途規定する。

第十六条 外部参考情報は年度納税信用評価結果に記録し、納税信用評価情報に連動するメカニズムを構築する。

第十七条 納税信用評価サイクルは一納税年度であり、以下の状況に一つでも合致する納税人は、当期の評価に参加しない：

- (一) 納入納税信用管理期間が一評価年度を満たしていない場合；
- (二) 本評価年度内で経營業務収入が発生していない場合；
- (三) 税收违法の嫌疑がかかり立案調査した上で処理さ

(四) 被审计、财政部门依法查出税收违法
行为,税务机关正在依法处理,尚未办结的;
(五) 已申请税务行政复议、提起行政诉讼
尚未结案的;
(六) 其他不应参加本期评价的情形。

第十八条 纳税信用等级设 A、B、C、D 四
级。A 级纳税信用为年度评价指标得分 90 分
以上的; B 级纳税信用为年度评价指标得分
70 分以上不满 90 分的; C 级纳税信用为年度
评价指标得分 40 分以上不满 70 分的; D 级纳
税信用为年度评价指标得分不满 40 分或者
直接判级确定的。

第十九条 有下列情形之一的纳税人, 本评
价年度不能评为 A 级:

- (一) 实际生产经营期不满 3 年的;
- (二) 上一评价年度纳税信用评价结果为 D
级的;
- (三) 非正常原因一个评价年度内增值税或
营业税连续 3 个月或者累计 6 个月零申报、
负申报的;
- (四) 不能按照国家统一的会计制度规定设
置账簿, 并根据合法、有效凭证核算, 向税
务机关提供准确税务资料的。

第二十条 有下列情形之一的纳税人, 本评
价年度直接判为 D 级:

- (一) 存在逃避缴纳税款、逃避追缴欠税、
骗取出口退税、虚开增值税专用发票等行为,
经判决构成涉税犯罪的;
- (二) 存在前项所列行为, 未构成犯罪, 但
偷税(逃避缴纳税款)金额 10 万元以上且占各
税种应纳税总额 10% 以上, 或者存在逃避追
缴欠税、骗取出口退税、虚开增值税专用发
票等税收违法行为, 已缴纳税款、滞纳金、
罚款的;
- (三) 在规定期限内未按税务机关处理结论

れたが未だ結審していない場合;

(四) 会計監査・財務部門が法に則って税収違法行為
を発見し、税務機関が法に則って処理しており、未だ結審
していない場合;

(五) 税務行政再討議を申請し、行政訴訟を提起したが
未だ結審していない場合;

(六) その他、当期に評価に参加すべきではない状況。

第十八条 納税信用等级には A、B、C、D の四級を設
定する。A 級納税信用は年度評価指標で 90 点以上の場
合; B 級納税信用は年度評価指標で 70 点以上 90 点未
満の場合; C 級納税信用は年度評価指標で 40 点以上 70
点未満の場合; D 級納税信用は年度評価指標で 40 点未
満
或いは直接格付けが確定している場合。

第十九条 以下の状況に一つでも該当する納税人につ
いては、当評価年度に A 級評価を行ってはならない:

- (一) 実際の生産経営期間が 3 年に満たない場合;
- (二) 前評価年度の納税信用評価結果が D 級の場合;
- (三) 正常ではない原因で前評価年度の増値税或いは営
業税が連続して 3 ヶ月或いは累計 6 ヶ月ゼロ申告やマイ
ナス申告の場合;
- (四) 国家統一の会計制度規定に照らして帳簿を設
置し、あわせて合法で有効なエビデンスによる計算に基づ
いて、税務機関へ正確な税務資料を提出することができ
ない場合。

第二十条 以下の状況に一つでも該当する納税人につ
いては、当評価年度は D 級として直接格付けされる:

- (一) 納税忌避、追徴納税忌避、輸出税金還付詐取、増
値税専用発票の空発行等の行為が存在し、判決を経て税
務関連の犯罪を構成する場合;
- (二) 前項の行為が存在、犯罪を構成してはいないが、
脱税(納税忌避)金額が 10 万元以上で且つ各種納税総
額の 10% 以上、或いは追徴納税忌避、輸出税金還付詐
取、増値税専用発票の空発行等の税収違法行為が存在
し、すでに税金、滞纳金、罰金を納めている場合;
- (三) 規定期限内に税務機関の結論に基づく税金や滞納
金、罰金を納付或いは満額納付していない場合;

繳納或者足額繳納稅款、滯納金和罰款的；

（四）以暴力、威脅方法拒不繳納稅款或者拒絕、阻撓稅務機關依法實施稅務稽查執法行為的；

（五）存在違反增值稅發票管理規定或者違反其他發票管理規定的行為，導致其他單位或者個人未繳、少繳或者騙取稅款的；

（六）提供虛假申報材料享受稅收優惠政策的；

（七）騙取國家出口退稅款，被停止出口退（免）稅資格未到期的；

（八）有非正常戶記錄或者由非正常戶直接責任人員注冊登記或者負責經營的；

（九）由D級納稅人的直接責任人員注冊登記或者負責經營的；

（十）存在稅務機關依法認定的其他嚴重失信情形的。

第二十一條 納稅人有下列情形的，不影響其納稅信用評價：

- （一）由於稅務機關原因或者不可抗力，造成納稅人未能及時履行納稅義務的；
- （二）非主觀故意的計算公式運用錯誤以及明顯的筆誤造成未繳或者少繳稅款的；
- （三）國家稅務總局認定的其他不影響納稅信用評價的情形。

第四章 納稅信用評價結果的確定和發布

第二十二條 納稅信用評價結果的確定和發布遵循誰評價、誰確定、誰發布的原則。

第二十三條 稅務機關每年4月確定上一年度納稅信用評價結果，並為納稅人提供自我查詢服務。

第二十四條 納稅人對納稅信用評價結果有異議的，可以書面向作出評價的稅務機關申請複評。作出評價的稅務機關應按本辦法第

（四）暴力、威脅によって納税を拒否或いは税務機関が法に則って実施する税務取調べ執行行為を拒絶、妨害する場合；

（五）增值稅發票管理規定違反或いはその他發票管理規定違反行為の存在により、その他の企業或いは個人を税金未納、納税不足、或いは税還付金詐取に導いた場合；

（六）虚偽の申告資料を提供して税収優遇政策を受けている場合；

（七）国の輸出税金還付を詐取したことにより、輸出税金還付（免除）資格が停止され、その停止期日が到来していない場合；

（八）非正常納税人記録がある或いは非正常納税人の直接責任者が登録登記し、或いは経営責任を負う場合；

（九）D級納税人の直接責任者が登録登記し、或いは経営責任を負う場合；

（十）税務機関が法に則り認定したその他の重大な信用失墜に係わる状況が存在する場合。

第二十一條 以下の状況に一つでも該当する納税人は、その納税信用評価に影響を受けない：

- （一）税務機関要因或いは不可抗力によって、納税人が即時納税義務を履行できない場合；
- （二）主観的故意ではなく計算公式運用の誤り及び明らかな書き間違いにより未納或いは納税不足となっている場合；
- （三）国家稅務總局が認定したその他納稅信用評價に影響を与えない情況。

第四章 納稅信用評價結果の確定と公布

第二十二條 納稅信用評價結果の確定と公布は評價した人が、確定し、公布するという原則を遵守する。

第二十三條 稅務機關は毎年4月に前年度の納稅信用評價結果を確定し、納稅人自ら照会できるサービスを提供する。

第二十四條 納稅人は納稅信用評價結果に異議がある場合、書面で評價した稅務機關へ再評價を申請することができる。評價した稅務機關は本弁法第三章規定に基づ

第三章规定进行复核。

第二十五条 税务机关对纳税人的纳税信用等级实行动态调整。

因税务检查等发现纳税人以前评价年度需扣减信用评价指标得分或者直接判级的，税务机关应按本办法第三章规定调整其以前年度纳税信用等级和记录。

纳税人因第十七条第三、四、五项所列情形解除而向税务机关申请补充纳税信用等级的，税务机关应按本办法第三章规定处理。

第二十六条 纳税人信用等级评价状态变化时，税务机关可采取适当方式通知、提醒纳税人。

第二十七条 税务机关对纳税信用等级评价结果，按分级分类原则，依法有序开放：

- (一) 主动公开 A 级纳税人名单及相关信息；
- (二) 根据社会信用体系建设需要，以及与其他部门信用信息共建共享合作备忘录、协议等规定，逐步开放 B、C、D 级纳税人名单及相关信息；
- (三) 定期或者不定期公布重大税收违法案件信息。具体办法由国家税务总局另行规定。

第五章 纳税信用等级评价结果的应用

第二十八条 税务机关按照守信激励，失信惩戒的原则，对不同信用等级的纳税人实施分类服务和管理。

第二十九条 对纳税信用等级为 A 级的纳税人，税务机关予以下列激励措施：

- (一) 主动向社会公告年度 A 级纳税人名单；
- (二) 一般纳税人可单次领取 3 个月的增值税发票用量，需要调整增值税发票用量时即时办理；
- (三) 普通发票按需领用；
- (四) 连续 3 年被评为 A 级信用等级（简称

）再审查しなければならない。

第二十五条 税務機関は納税人の納税信用級別に動態調整を実行する。

税務検査等により納税人に前評価年度の信用評価指標得点を下げる或いは直接格付けが必要とされた場合、税務機関は本弁法第三章規定に基づきそれ以前の年度納税信用評価結果と記録を調整しなければならない。

納税人は第十七条第三、四、五項の状況により税務機関へ補充納税信用評価への申請を解除する場合、税務機関は本弁法第三章規定に基づき処理しなければならない。

第二十六条 納税人信用評価状況が変更される時、税務機関は適当な方式で納税人へ通知し注意することができる。

第二十七条 税務機関は納税信用評価結果に対して、等級をつけ分類するという原則に基づき法に則って秩序正しく以下を公開する：

- (一) 主体的に A 級納税人名簿と関連情報を公開する；
- (二) 社会信用体系構築の需要及び、関連部門との信用情報の共同構築・共同享受・合作に関する備忘録、協議書等の規定に基づき、B、C、D 級納税人リストと関連情報を少しずつ公開する；
- (三) 定期的或いは不定期に重大税收违法案件情報を公布する。具体的な弁法は国家税務総局が別途規定する。

第五章 納税信用評価結果の使用

第二十八条 納税機関は奨励の約束を守り、信用失墜を懲戒する原則に照らして、異なる信用等級別の納税人に対して分類サービスと管理を実施する。

第二十九条 納税信用評価が A 級の納税人に対して、税務機関は以下の奨励措置を行う：

- (一) 主体的に社会へ年度 A 級納税人名簿を公開する；
- (二) 一般納税人は一度に 3 ヶ月分の増値税発票使用量を受け取ることができ、納税人が増値税発票使用量を調整する必要がある時は即時手続きを実施する；
- (三) 需要に基づき普通発票を使用する；
- (四) 連続 3 年 A 級信用等級に評価されている（略称、

3 连 A) 的纳税人, 除享受以上措施外, 还可以由税务机关提供绿色通道或专门人员帮助办理涉税事项;

(五) 税务机关与相关部门实施的联合激励措施, 以及结合当地实际情况采取的其他激励措施。

第三十条 对纳税信用评价为 B 级的纳税人, 税务机关实施正常管理, 适时进行税收政策和管理规定的辅导, 并视信用评价状态变化趋势选择性地提供本办法第二十九条的激励措施。

第三十一条 对纳税信用评价为 C 级的纳税人, 税务机关应依法从严管理, 并视信用评价状态变化趋势选择性地采取本办法第三十二条的管理措施。

第三十二条 对纳税信用评价为 D 级的纳税人, 税务机关应采取以下措施:

(一) 按照本办法第二十七条的规定, 公开 D 级纳税人及其直接责任人员名单, 对直接责任人员注册登记或者负责经营的其他纳税人纳税信用直接判为 D 级;

(二) 增值税专用发票领用按辅导期一般纳税人政策办理, 普通发票的领用实行交(验)旧供新、严格限量供应;

(三) 加强出口退税审核;

(四) 加强纳税评估, 严格审核其报送的各种资料;

(五) 列入重点监控对象, 提高监督检查频次, 发现税收违法违纪行为的, 不得适用规定处罚幅度内的最低标准;

(六) 将纳税信用评价结果通报相关部门, 建议在经营、投融资、取得政府供应土地、进出口、出入境、注册新公司、工程招投标、政府采购、获得荣誉、安全许可、生产许可、从业任职资格、资质审核等方面予以限制或禁止;

(七) D 级评价保留 2 年, 第三年纳税信用

3 連続 A) 納税人は、上記措置の享受以外にも、さらに税務機関が提供する特別優先窓口を通じて或いは専門スタッフのサポートを受けて税務関連事項の処理を取り扱うことができる;

(五) 税務機関は関連部門と合同奨励措置を実施し、当地の実際の状況に合ったその他奨励措置を採用する。

第三十条 納税信用評価が B 級の納税人に対して、税務機関は正常管理を実施し、適時税收政策と管理規定の指導を行い、信用評価状態の変化趨勢を見て本弁法第二十九条の奨励措置を選択して提供する。

第三十一条 納税信用評価が C 級の納税人に対して、税務機関は法に則って厳格に管理し、信用評価状態の変化趨勢を見て本弁法第三十二条の管理措置を選択して採用する。

第三十二条 納税信用評価が D 級の納税人に対して、税務機関は以下の措置を採らなければならない:

(一) 本弁法第二十七条の規定に照らして、D 級納税人及びその直接の責任者の名簿を公開し、直接の責任者を登録登記する或いは経営責任を負うその他納税人の納税信用を D 級と直接格付けする;

(二) 増値税専用發票の受領は指導期の一般納税人政策に照らして処理し、普通發票の受領は旧版を提出してから新版を交付し、厳格に数量制限を設けて提供する;

(三) 輸出税金還付に対する審査を強化する;

(四) 納税評価を強化し、送付された各種資料を厳格に審査する;

(五) 重点監督コントロールの対象とし、監督管理検査頻度を高め、税收违法違反行為を発見した場合、規定処罰の中の最低基準を適用してはならない;

(六) 納税信用評価結果は関連部門に通報し、経営、投融资、政府提供の土地取得、輸出入、入出境、新会社登録、プロジェクト入札、政府買い付け、榮譽獲得、安全許可、生産許可、就業資格、資質審査等の方面において制限或いは禁止することを提案する;

(七) D 級評価は 2 年間保留され、3 年目の納税信用は A 級とはなり得ない;

<p>不得评价为 A 级； (八) 税务机关与相关部门实施的联合惩戒措施，以及结合实际情况依法采取的其他严格管理措施。</p> <p style="text-align: center;">第六章 附 则</p> <p>第三十三条 省税务机关可以根据本办法制定具体实施办法。</p> <p>第三十四条 本办法自 2014 年 10 月 1 日起 施行。2003 年 7 月 17 日国家税务总局发布的《纳税信用等级评定管理试行办法》(国税发〔2003〕92 号) 同时废止。</p>	<p>(八) 税務機関は関連部門と合同懲戒措置を実施し、実 際の状況に合ったその他の厳格管理措置を法に則って 採用する。</p> <p style="text-align: center;">第六章 附則</p> <p>第三十三条 省税務機関は本弁法に基づき具体的な実 施弁法を制定することができる。</p> <p>第三十四条 本弁法は 2014 年 10 月 1 日から施行する。 2003 年 7 月 17 日に国家税務総局が公布した「納税信用 等級評定管理試行弁法」(国税発〔2003〕92 号) は同時 に廃止する。</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯重大厦 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2007